

クロスオフィス新宿 シェアオフィス 利用規約

2017年4月17日初版

オリックス株式会社

株式会社 オフィスバンク

はじめに

本利用規約は、オリックス株式会社（以下「運営会社」という）が運営する末尾に定める「クロスオフィス新宿」（以下「本建物」という）内にある「シェアオフィス」の施設（以下「本施設」という）を、安全かつ快適にご利用いただくために必要な規約等（以下「本利用規約」という）を定めるものです。

本施設を利用する際には、本利用規約の内容を十分にご理解の上、本利用規約を遵守してください。本利用規約に違反し、本施設の他の利用者等に著しく迷惑を及ぼすと認められる場合には、本施設の利用停止・損害賠償の請求等の措置を取らせていただくことがありますので、十分ご注意ください。

なお、本利用規約は、管理運営上の都合その他の事由により随時その内容が改定または変更されることがありますので予めご了承ください。

A. 運営委託先の連絡先

運営会社は、本施設の運営を以下の者（以下「運営委託先」といい、運営会社と運営委託先を総称して以下「運営会社等」という）に委託しています。本施設に関するお問合せは、下記の運営委託先の連絡先にお問い合わせいたします。

【運営委託先の連絡先】

[平日8:30~18:00]

株式会社オフィスバンク

TEL ; 03-5937-1124

[上記以外の時間帯]

株式会社京王設備サービス 新宿支店 都心機動事務所

TEL 03-5316-1088

B. セキュリティカード

- ①セキュリティカードは、クロスオフィス新宿「シェアオフィス」会員制度（以下「本会員制度」という）の会員（以下「会員」という）が当該制度に入会する際に、運営会社が預り証と引き替えに1枚（法人会員の場合には登録利用者（運営会社等のサービスの提供を受けることができる者として運営会社所定の方法で登録された法人会員の役職員をいう。以下同じ）の人数分）を会員に貸与します。
- ②セキュリティカードに関し、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - ・第三者に貸与、譲渡および担保に供する等、セキュリティカードの占有を第三者に移転すること。
 - ・複製すること。
 - ・偽造、改造、変造すること。
- ③セキュリティカードを紛失または破損した場合は、直ちに運営委託先にご連絡ください。
- ④セキュリティカードの紛失または破損等により、セキュリティカードの登録を抹消する場合、またはセキュリティカードを再発行する場合は、別紙料金表記載の費用を運営会社等の指示に従って運営会社にお支払ください。
- ⑤法人会員が登録利用者を追加または変更する場合で、追加後のまたは変更後の登録利用者が運営会社による所定の審査に合格したときには、審査に合格した人数分のセキュリティカードを発行します。その際、法人会員は、別紙料金表記載の費用を運営会社等の指示に従って運営会社にお支払ください。

C. 本施設および本施設内の座席等の利用サービス

1. (本施設の営業時間)

- ①開錠時間にかかわらず、本施設の営業日は1年365日、営業時間は1日24時間です。ただし、運営会社が別途定める本施設の休業日を除くものとします。
- ②本施設の休業日は、本施設内の掲示板等で通知します。

2. (本施設への入退室)

本施設へ入室する場合、セキュリティカードを本施設出入口のカードリーダーにかざしてください。

3. (本施設内の座席等の利用サービス)

- ①運営会社等にて、本施設内の座席（以下「座席」という）のご予約、空き状況等の確認はいたしません。
- ②本施設はシェアオフィスのため、満席のときは利用することができません。その場合でも、運営会社等に対して異議、苦情、本会員制度の入会金等および月会費等ならびに別紙料金表記載のゲスト利用者の利用料金の返還、その他一切の請求等を行うことはできません。
- ③一人で一席以上の座席を利用することはできません。
- ④本施設内の机、座席、その他の場所に私物等を放置したまま長時間離席することはできません。

- ⑤他の会員等が使用できないよう自らが使用しない時間帯に座席等を不当に占有、確保することはできません。
- ⑥貴重品やお手回り品はご自身の責任において管理してください。
- ⑦本建物および本施設内での紛失、盗難（情報の盗難を含む）、事故、怪我、疾病その他の損害の一切について、運営会社等では一切の責任を負いません。

4.（本施設内のエリア）

①サイレントルーム

- ・サイレントルームは、静かな環境で、集中して執務をすることを目的としたエリアです。
- ・サイレントルームでは、電話や打合せ等はできません。電話や打合せ等はラウンジエリアをご利用ください。
- ・サイレントルームでは、食事をすることはご遠慮ください。ただし、他の利用者の迷惑にならない範囲内で飲み物を飲むことは可能です。

②ラウンジエリア（サイレントルーム以外のエリア）

- ・ラウンジエリアは、執務や打合せをするともに、会員同士での交流を図ることを目的としたエリアです。
- ・ラウンジエリア内のライブラリーの新聞、雑誌、書籍等をご自由にご覧ください。ただし本施設以外への持ち出しはできません。
- ・ラウンジエリアでは飲食をすることができます。ただし、臭いの強い食物の持ち込み、食事はご遠慮ください。また飲食後の片付けは利用者の責任でお願いします。
- ・ラウンジエリアでは、大声での会話、大きな音を発する機器の使用等はできません。

5.（インターネット）

- ①本施設内では光ファイバーによる高速インターネット（有線・無線 LAN）を無料でご利用いただけます。
- ②無線 LAN のパスワードは、本施設内の掲示板等をご確認ください。

D. オプションサービス

1.（利用時間・申込書等の記入・料金の支払）

- ①会員が本施設の利用に伴って、運営会社から受けることのできるオプションサービス（以下「オプションサービス」という）の内容は、以下のD-2からD-8のとおりです。
- ②オプションサービスの利用可能時間は、原則として受付営業時間内とします。ただし、専用ロッカー、複合機、インターネット等は24時間（運営会社が別途定める本施設の休業日を除く）ご利用いただけます。
- ③オプションサービスの利用開始時および利用終了時に、運営会社所定の申込書等の書類にサインまたは必要事項のご記入をお願いする場合がございます。その際には、会員または登録利用者が内容を確認の上、必ずサインまたは必要事項をご記入ください。

- ④利用に応じて料金が発生するオプションサービスの料金は、別紙料金表のとおりです。運営会社等の指示に従って運営会社にお支払ください。
- ⑤ゲスト利用者は、オプションサービスを利用することはできません。ただし運営会社等が別途承認した場合を除きます。
- ⑥オプションサービスの内容および条件は、運営会社の任意の判断により決定され、または不定期に変更・廃止される場合があることを、あらかじめご承諾ください。

2. (会議室のご利用)

- ①会員が1階カンファレンスルーム A~C (総称して以下「会議室」という) のご利用を希望する場合、別紙「会議室利用細則」に従ってご利用ください。
- ②1階ラウンジはご利用になれません。

3. (来客対応)

- ①会員宛の来客前にレセプションスタッフに、来客者の来館日時、会社名、氏名等を事前にお申し出いただければ、レセプションスタッフは、その来客者が来館した際に、あらかじめ登録いただいた会員の携帯電話に連絡します。
- ②上記の携帯電話に連絡しても応答がない場合、または事前のお申し出がない来客者が来館された場合、来客者から会員へ直接ご連絡していただくようお願いいたします。その際、登録いただいた携帯電話等の会員のご連絡先はお伝えしません。
- ③レセプションスタッフの離席等により、やむを得ず上記サービスをご提供できない場合がありますので、来客者へは事前にご自身のご連絡先をお伝えください。

4. (ゲスト利用者)

- ①会員は、自己が同伴することにより、会員でない者 (以下「ゲスト利用者」という) に本施設を利用させることができます。
- ②会員がゲスト利用者に本施設を利用させる場合、運営会社所定のゲスト利用申込書およびゲスト利用者用のセキュリティカード (以下「ゲスト用セキュリティカード」という) の預り証に必要事項をご記入のうえ、受付営業時間内にレセプションスタッフへ提出してください。
- ③ゲスト利用者の本施設の1日の利用可能時間は、平日9:00~24:00までです。ただし、運営会社が別途定める本施設の休業日を除くものとします。
- ④ゲスト利用者の利用料金は、別紙料金表記載のとおりです。ゲスト利用者に同伴する会員ご自身が運営会社等の指示に従って運営会社にお支払ください。
- ⑤ゲスト利用者が本施設を利用する時間が、③に定める利用可能時間より短い場合でも、また⑧に従ってゲスト利用者が受付営業時間終了までにセキュリティカードをレセプションのスタッフに返却した場合でも、ゲスト利用者が1日本施設を利用したものとみなすものとし、利用料金は別紙料金表記載の金額から変更されません。
- ⑥ゲスト利用者が②に従ってゲスト利用申込書および預り証を提出した後に、ゲスト用セキュリティカード1枚を会員に貸与します。ゲスト用セキュリティカードの預かり証に必要事項をご記入ください。

- ⑦ゲスト用セキュリティカードは、貸出日の受付営業時間終了までにレセプションのスタッフへご返却ください。貸出日の受付営業時間を過ぎてから貸出日の 24 :00 までの間の本施設への入退室は会員と同伴の上、行ってください。
- ⑧会員またはゲスト利用者がゲスト用セキュリティカードを紛失、破損等した場合、ただちに運営委託先へご連絡ください。なおこの場合、会員に紛失、破損等したゲスト用セキュリティカード 1 枚につき、5,000 円（消費税、地方消費税別）を運営会社等の指示に従って運営会社にお支払ください。
- ⑨前各号に定めるほか、ゲスト用セキュリティカードについては、本利用規約のセキュリティカードに関する定めを準用するものとします。

5.（専用ロッカーの利用）

- ①会員が会員（法人会員の場合登録利用者を含む）の私物を保管し、または郵便物や宅配物を収納するための運営会社所定のロッカー（以下「専用ロッカー」という）の利用を希望する場合、運営会社所定のロッカー利用申込書に必要事項をご記入のうえ、レセプションスタッフへご提出ください。運営会社所定の審査（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を含みます）のうえ、ご利用の可否をお知らせいたします。
- ②D-6⑤の物は、専用ロッカー内に収納、保管等することはできません。
- ③会員が専用ロッカーの利用を中止する場合、中止日までに運営会社所定のロッカー利用中止届出書に必要事項をご記入のうえ、レセプションスタッフへ提出し、ただちに自らまたは登録利用者をして専用ロッカー内の私物等を撤去したうえで、専用ロッカーを運営会社に返還してください。
- ④万一、中止日までに、会員および登録利用者が③に従って専用ロッカーを運営会社に返還しない場合、クロスオフィス新宿「シェアオフィス」会員約款（以下「約款」という）第 23 条第 3 項および第 4 項の規定を適用するものとします。
- ⑤①に従って専用ロッカーを利用する会員は、運営会社が所定の手続きにより承認した場合には、本建物または本施設の住所を、会員または会員が設立等する法人等の住所または本・支店もしくは営業所の所在地（会員または会員が設立等する法人等の住所ならびに本・支店および営業所の所在地を総称して以下「会員等所在地」という）として、名刺およびホームページ等に表示し、顧客もしくは配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記することができるものとします。
- ⑥会員は、前号に基づいて会員等所在地を表示し、通知し、届出等を行いまたは登記した場合には、その旨を運営会社に通知するものとします。この場合、会員は、運営会社の指示に従い会員等所在地の表示、通知、届出等、または登記の事実を証する書面（登記事項証明書等）を運営会社に提出するものとします。
- ⑦会員資格を喪失した場合の取り扱いについては、約款第 23 条第 2 項から第 4 項をご覧ください。

6. (郵便物および宅配便不在票の受取)

- ①郵便物および宅配便不在票の受取サービスは、専用ロッカーをご利用いただいている会員のみへのご提供となります。専用ロッカーをご利用いただいていない会員の郵便物および宅配便不在票の受取はできません。
- ②郵便物はレセプションにてお預かりし、午前と午後の各1回ずつ本施設内の専用ロッカーへ投函いたします。
- ③宅配物のお預かり、取次ぎはいたしません。直接会員ご自身でお受取ください。
なお宅配ボックスの利用はできません。
- ④宅配便不在票はレセプションにてお預かりし、郵便物と共に専用ロッカーに投函いたします。
- ⑤以下の配達物に関しては、当サービスでの受取はできません。
 - ・宅配便、速達郵便、書留郵便（現金書留を含む）、特定記録郵便、内容証明、本人限定受取郵便等
 - ・裁判所などから送達等された公的または法的な書類、その他の重要書類等
 - ・なまもの、こわれもの、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む）、生き物、危険物（銃器、刀剣類など法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品等
 - ・湿気・臭気を発する物品、その他不潔な物品
 - ・専用ロッカーの所定の収納容量を超過するもの（既に専用ロッカー内に収納されている会員の私物および受取郵便物等に追加することにより所定の収納容量を超過する場合を含む）
 - ・運営会社が大きさ、重さ、重量等の要件を定めた場合に、当該要件に適合しないもの
 - ・前各号のほか、運営会社等が不相当と判断したもの

7. (複合機)

- ①本施設内の複合機は、ご自由にご利用ください。なお、利用は先着順となります。
- ②複合機の詳しい使用方法は、備付の取扱い説明書をご覧ください。
- ③複合機を連続してご利用になる場合は、他の利用者の方にご配慮ください。

8. (館銘板)

会員名義（個人会員の場合は屋号）を1F館銘板に掲載することができます。掲載を希望する場合は、運営会社所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、レセプションスタッフへご提出ください。運営会社所定の審査のうえ、ご利用の可否をお知らせいたします。掲載には数に限りがあります。

E. 本エリアの冷暖房設備

- ① 平日8:00にON、20:00にOFFとなります。本時間外のご利用の場合はリモコン

スイッチをONすることができます。一定時間でOFFとなりますので、必要があれば再度ONをお願いします。

- ② 温度設定の変更はできません。
- ③ 冷暖房設備、換気設備、照明設備は定期点検のため運転を停止する場合があります。

F. 承諾事項・禁止事項・拒絶事由

1. (承諾事項)

本建物および本施設の利用に際して、以下の各号に定める事項をあらかじめご承諾ください。なお、以下の各号に定める事項が発生した場合であっても、会員、登録利用者およびゲスト利用者は、運営会社等に対して異議、苦情、入会金等、月会費等の返還その他一切の請求等を行うことができません。

- ・本建物または本施設の利用条件等は、運営会社の任意の判断で変更されることがあること。
- ・本建物および本施設内に忘れ物、持ち主不明の物があり、運営会社がこれらを一定期間（ただし、原則として1ヶ月以内とする）保管し、運営会社所定の方法によりその旨を会員に告知したにもかかわらず、会員が当該物の引取りを拒否した場合または持ち主が名乗り出なかった場合には、運営会社は、当該会員の費用負担または運営会社の任意の判断でこれらを処分することができること。
- ・本建物および本施設の防犯を目的として本建物および本施設内に設置された防犯カメラにより会員、登録利用者およびゲスト利用者を含む本建物および本施設の入館者等について録画がなされること。また、運営会社または本建物の管理会社等は、録画された画像ならびに会員、登録利用者およびゲスト利用者の個人情報（本施設への入退室の情報を含むがこれらに限られない）を警察等の捜査機関等に提供することがあること。
- ・運営会社は、以下の各号の一にでも該当したときは、本建物または本施設の営業（オプションサービスの提供を含む）の全部または一部を一時的に休業することができること。
 - (a) 天災地変、火災、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したことにより本建物または本施設の営業を行うことができないと運営会社が判断したとき。
 - (b) 本建物または本施設の増・改築、修繕および点検等を行うとき。
 - (c) イベントの開催等により本建物または本施設の営業を臨時に休業するとき。
 - (d) その他、本建物の所有者からの指示および法令等に基づく関係諸官庁の指導等により、運営会社がやむを得ないと判断したとき。

2. (禁止事項)

- ① 次の事項は禁止いたします。
 - ・ 所定の場所以外での飲食または喫煙。

- ・酒気を帯びた状態で本建物または本施設を利用し、運営会社から本施設内での座席等の利用サービスおよびオプションサービスの提供を受けること。
 - ・高額な金銭、貴重品、刃物・爆発物等の危険物、不潔、悪臭、有害物質、酒・アルコール類、振動、騒音のおそれのある物およびペットの本建物または本施設への持込み。
 - ・本建物または本施設内での賭博行為、勧誘、セールス、宗教活動、政治活動、署名活動およびその他これらに類似する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・事前に運営会社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音。
 - ・運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社、これら会社の役職員、他の会員（登録利用者およびゲスト利用者を含む）および第三者に対する誹謗中傷、威嚇、脅迫的な言動、暴力行為、ストーカー行為、プライバシーの侵害行為およびその他これらに類する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・前号のほか、虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・前号のほか、他の会員（ゲスト利用者を含む）、本建物または本施設のスタッフおよび第三者に対して迷惑および危険を及ぼす行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・会員が1ヶ月以上に亘り本施設を使用しないこと。
 - ・本建物または本施設を損壊および汚損等する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・本建物または本施設内の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し。
 - ・会員、登録利用者またはゲスト利用者以外の第三者を本建物または本施設内に入場させる行為。
 - ・本建物の館内規則、約款等で禁止されている行為。
 - ・本建物または本施設の住所を会員の住所または本・支店もしくは営業所の所在地として表示もしくは登記し、または所轄官庁に届出等する行為（ただし、E-4⑥に定める場合を除きます。）。
 - ・痴漢、のぞき、露出、盗撮、唾を吐く等の法令等および公序良俗に反する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ・共用部分および本施設以外の本建物内の専有部、設備関係諸室等へ立ち入る行為。
 - ・本施設内に、宿泊、居住またはこれに類する用途で使用する行為。
 - ・運営会社が定めた場所以外の外壁、通路、屋上、窓ガラス、共用部分の壁面等に看板等を設置、貼付または記入する行為。
 - ・本建物内および本施設内での調理およびそれに類する行為。
 - ・運営会社等が危険と判断した行為。
 - ・本会員制度の秩序を乱す行為、およびそのおそれのある行為。
 - ・その他運営会社等が不適切と判断した行為。
- ②前項に定めるほか、運営会社等、運営会社等の親会社およびその関係会社、本建物または本施設、本施設内での座席等の利用サービスおよびオプションサービス内容の品位、信用等を毀損するような行為をしてはならないものとします。

3. (拒絶事由)

会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物もしくは本施設を利用するにあたり、または本建物もしくは本施設の利用中に、以下に定める各号の一にでも該当したときは、会員、登録利用者もしくはゲスト利用者による本建物および本施設ならびにオプションサービスの利用を禁止し、または中止します。

- ・個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が飲酒その他の事由により、正常な状態で本建物および本施設ならびにオプションサービスを利用することができない（他の会員等の本サービスの利用を妨げる場合も含む）と運営会社が判断したとき。
- ・個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が集団感染するおそれのある疾病の状態にあると運営会社が判断したとき。
- ・個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物または本施設に居住または宿泊していることが判明したとき（明らかに居住または宿泊を目的に利用しようとしていると運営会社が判断したときを含む）。
- ・個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物または本施設内に私物を放置または残置していることが判明したとき。ただしオプションサービスを利用する個人会員または登録利用者が同号に定めるロッカーに保管している場合を除きます。
- ・会員、登録利用者またはゲスト利用者が J-1 各号に定める反社会的勢力であると運営会社が判断したとき。
- ・個人会員、登録利用者またはゲスト利用者の身体に刺青またはタトゥーがあることが判明したとき。
- ・会員が本会員制度の入会金、月会費等または追加費用等の運営会社等に支払うべき会員の支払いを遅延したとき。
- ・本建物または本施設を故意、過失により毀損、汚損等した場合。
- ・第三者をして会員もしくは登録利用者の名義を詐称させた場合、またはゲスト利用者が偽名を用いた場合もしくは第三者に成り済ました場合。
- ・前号に定めるほか運営会社に対して虚偽の届出を行った場合、入会申込書に虚偽の記載を行っていたことが判明した場合または入会申込書に記載すべき事項について重要な事実の欠落があった場合。
- ・本施設のほか、運営会社、運営会社の親会社またはその関係会社が運営する本施設と類似する施設において何らかの処分等を受けたことが判明した場合。
- ・法令等に違反したことが明らかな場合または法令等に違反した容疑で逮捕または起訴されたことが判明した場合
- ・本利用規約および約款等に基づき禁止されている行為を行った場合。

G. 反社会的勢力

1. (反社会的勢力による利用等の禁止)

(i) 会員、登録利用者およびゲスト利用者が次に掲げる者（以下「反社会的勢力」とい

う)に該当する場合には、本施設を利用することはできず、(ii) 会員、連帯保証人、登録利用者およびゲスト利用者が本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反したまたは違反するおそれのある行為を行うための場所として利用することはできません。

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、その他東京都の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人（これらの団体もしくはその構成員または個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ・上記の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者。
- ・「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
- ・「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
- ・上記いずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。

2. (調査への協力)

会員、登録利用者およびゲスト利用者は、G-1に定める事項に関する運営会社等による調査に協力するものとし、運営会社等からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を運営会社等に提供します。また、会員、登録利用者およびゲスト利用者は、当該調査のために運営会社が提供を受けた会員、連帯保証人、登録利用者およびゲスト利用者の情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を警察等の捜査機関を含む第三者に提供することをあらかじめ異議なく承諾していただきます。

3. (暴力行為等の禁止)

会員、登録利用者およびゲスト利用者は、本施設の利用に際して、次に掲げる事項を行ってはならないものとします。

- ・脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
- ・虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、運営会社等の信用を毀損し、または運営会社等の業務を妨害する行為。

H. 地位の承継

約款の規定に従って、約款上の運営会社の地位が本建物の所有者または本建物の所有者が指定する者に承継された場合には、本利用規約上の運営会社の地位もその者に承継されるものとしします。

【末尾】

本建物の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目 1 番 12 号クロスオフィス新宿
本施設	クロスオフィス新宿内 2 F

以上

料金表

*価格は全て消費税および地方消費税抜きの価格です

サービス項目	利用料金	サービス内容
専用ロッカーの利用および郵便物・宅配便不在票受取	専用ロッカー（小）：1,500円／月 専用ロッカー（大）：3,000円／月 専用ロッカー（PC）：4,500円／月	専用ロッカーをご利用いただいている会員宛の郵便物は、レセプションにてお預かりし、午前と午後の各1回ずつ専用ロッカーに投函いたします。
会議室	1階 カンファレンスルーム（定員6名） A：1,500円／30分 B、C：1,000円／30分	打ち合わせ、会議、商談やプレゼン等にご利用いただける会議室を設けております。高速インターネット、ホワイトボードを完備しております。 A・C：モニターあり B：プロジェクター無料貸し出しあり
複合機	コピー利用料（サイズ B5～A3） モノクロ 10円／枚 カラー 50円／枚	高性能・高画質の複合機をご用意しております。
セキュリティカード	登録抹消 5,000円／枚	盗難・紛失時の登録抹消費用になります。
	追加発行 3,000円／枚	法人会員が登録利用者を追加する際の費用になります。
	再発行 3,000円／枚	盗難・紛失時の再発行費用になります。
	変更手数料 1,000円／名	法人会員が登録利用者を変更する際の費用になります。
ゲスト利用者	1日（9：00～24：00） 2,000円／名	会員の同伴時に限り、本施設をゲスト利用者に1日（9：00～24：00）利用していただけます。
館銘板	月額3,000円	1F館銘板に社名の掲載が可能です。